

共に生きる 社会へ向けて 「障害者差別解消法」の 施行と「合理的配慮」

「障害者差別解消法」は平成25年に制定、28年4月1日より施行された。障害者が日常生活において受ける不当な差別や不便には、例えば公共施設の受付で、障害を理由にきちんと対応してもらえない、交通機関で、行き先や料金表が見づらいなどがある。カフェで入店を拒否される、家が借りられないなどもあった。

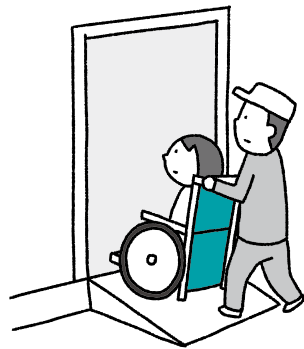
こうした差別や不便をなくして、障害のある人もない人と共に生きやすい社会を作ろうという目的で「障害者差別解消法」が作られた。この法律では国や都道府県、市町村の役所や会社、お店などが、障害のある人に具体的にどんな対応

合理的配慮とは

意思を伝え合うために、
絵や写真のカードや
タブレット端末などを使う



電車やバスに乗車する
ときに、段差がある場
合は、スロープなどを使
って補助する

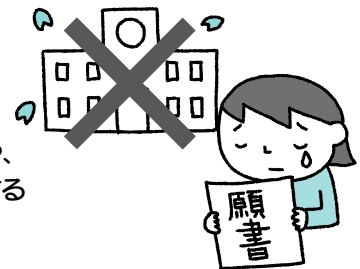


不当な差別的取り扱いとは

障害者向け物件は
ないと言って
対応しない



学校の受験や、
入学を拒否する



をしたらよいかを「合理的配慮」として示すこと。

「合理的配慮」とは、例えば、段差のある場所では介助する、必要なら筆談や手話を使う、乗り物では音声案内や見やすい表示などで障害者も利用しやすいものなど、いわば「当然の思いやり」のこと。障害のある人が困難を感じないよう思いやりをもって接するというものだ。どんな障害の人が、どんな不便を感じ、どんな助けを必要としているか、私たちも身の周りを見回してみよう。そして、「思いやり」を広げよう。

「合理的配慮」の具体的な事例は内閣府サイト：合理的配慮サ―
チ www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html に示されています。

【相談窓口】

- 西東京市女性相談(悩みなんでも相談) 要予約 ☎042(436)0075
- みんなの人權110番 (全国共通人權相談ダイヤル) ☎0670(063)110
- 行政苦情110番(全国共通番号) ☎0670(060)110